

令和6年能登半島地震 罹災判定別支援制度一覧

全壊	・	・	・	・	・	1
大規模半壊	・	・	・	・	・	4
中規模半壊	・	・	・	・	・	7
半壊	・	・	・	・	・	1 0
準半壊	・	・	・	・	・	1 3
一部損壊	・	・	・	・	・	1 5
各種支援	・	・	・	・	・	1 7
自治会	・	・	・	・	・	1 9

住宅関係

- 応急修理支援制度
- 住宅等復旧支援事業補助金
- 被災宅地等復旧支援事業補助金
- 住宅耐震改修補助制度
- 能登半島地震住宅取得奨励金
- 転居費用助成事業
- 民間賃貸住宅入居助成事業
- 家財一時保管支援事業補助金
- 公費解体
- 自費解体
- 穴水町住まい再建支援金（建設購入）
- 穴水町住まい再建支援金（修繕）
- 損壊家屋等解体撤去跡地防草対策支援金

支援金等

- 被災者生活再建支援金
- 地域福祉推進支援臨時特例給付金
- 自宅再建利子助成事業給付金
- 墓石等復旧支援事業補助金

義援金

- 石川県義援金
- 穴水町義援金

自治会

- 穴水町義援金（二次配分/集落配分）
- 仮設住宅自治組織形成支援事業
- 地域コミュニティ施設等再建補助金

※赤文字＝一部更新あり

申請漏れがないか充分確認してください

□ 罹災証明書は発行しましたか



はい



いいえ



役場「税務課」へ

罹災区分は何ですか



該当区分のページへ

全壊

P1～P3

大規模半壊

P4～P6

中規模半壊

P7～P9

半壊

P10～P12

準半壊

P13～P14

一部損壊

P15～P16



被災者生活再建支援金(国)

復興推進課: ☎ 52-0934

最大 300 万円
(単身: 225 万円)

①基礎支援金 … 100万円(単身:75万円)

②加算支援金 … 建設・購入:200万円(単身:150万円)

補修:100万円(単身:75万円)

賃借:50万円(単身:37.5万円)

申請期限 基礎支援金… 令和8年7月31日 まで ※6ヵ月延長されました
加算支援金… 令和9年2月1日 まで

※半壊～大規模半壊の住家を解体した世帯は全壊(みなし全壊)と同様の扱いとなります。

※長期避難世帯も全壊と同様の扱いとなります。



地域福祉推進支援臨時特例給付金

臨時特例給付金コールセンター: ☎ 076-225-1956

最大 300 万円

①家財等支援 … 最大100万円(家財:50万円 + 自動車:50万円)

②住宅再建支援 … 建設・購入・補修:最大200万円
賃借:最大100万円

対象世帯: ①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯

④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ⑤震災の影響を受けて離職・廃業した人がある世帯

⑥世帯主・世帯員全員が抱える全てのローン残高が100万円を超える世帯 ほか

申請期限: 令和9年1月31日 まで



自宅再建利子助成事業給付金

県生活再建支援課: ☎ 076-225-1968

最大 300 万円

対象世帯 ①半壊以上 ②敷地被害解体、長期避難
③応急仮設住宅等から供与期間内に退去

収入要件 ・世帯収入が600万円以内(所得の場合は440万円以内)
・23歳未満の被扶養者がいる世帯は世帯収入の制限なし

申請期限 令和9年1月31日 まで



能登半島地震住宅取得奨励金

復興推進課: ☎ 52-0934

最大200 万円

(定額100万円)

+

(子育て世帯加算

100万円)

震災により住家に被害を受け、町内で新築(新築物件の購入)する世帯に、奨励金を支給します。

対象世帯: 令和6年1月1日時点で穴水町に住所を有し、住家の罹災判定が半壊以上で、
町内に新築または新築物件を購入する、町税等の滞納がない世帯

申請期限: 令和9年2月1日 まで ※生活再建支援金制度に準じる

※被災者生活再建支援金(国)の加算金申請(建設・購入)を行い、該当している世帯は申請不要
※新築とは居間、風呂、台所、トイレが備わっており、専ら居住の用に供する部分の面積が50㎡以上、
または取得費用が建物だけで1,250万円以上の物件が対象。

※子育て加算は申請時点または被災時に高校生以下の子供がいる世帯に加算されます。



石川県義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

260 万円

第一次配分: 20万円

第二次配分: 80万円

第三次配分: 80万円

第五次配分: 80万円



穴水町義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

12 万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

第一次配分: 10万円

第三次配分: 2万円



応急修理支援制度

地域整備課: ☎ 52-3680

最大 70.6 万円

※補助金は町から工事施工者に直接支払います

震災により被災した住家の屋根やドア等の開口部など、日常生活に必要な部分にかかる応急的な工事にかかる費用の一部を補助します。(工事見積書は後日提出でも可)

対象範囲: ①屋根・基礎・柱・外壁・床 など

②トイレなどの衛生設備

③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など

対象外の例: 犬走りの修繕、テラスの修繕、下地が壊れていない壁紙の張替え

申請期限: 令和8年9月30日まで

工事完了期限: 現在、期限は定めていません。

【注意】・非住家(納屋や蔵、別荘など)は補助の対象外です。また、「町外で生活しているが、実家が穴水町にある」というような場合でも、同様に対象外となります。

・同一住宅(一戸)に2世帯以上が居住している場合、補助額は1世帯当たりの額いないとなります。



家財一時保管支援事業補助金

環境安全課: ☎ 52-3770

最大 5 万円

公費解体または自費解体の申請者で、県のホームページに掲載されている事業者が行う家財一時保管サービスを利用した方へ、補助金を給付します。



穴水町住まい再建支援金(建設・購入)

復興推進課: ☎ 52-0934

上限 200万円

町内で建設または購入した世帯で、再建費用の10%を支給します。
※再建費用が500万円を超えない場合は、支援対象外
※住宅建設費用のみ対象(土地購入費は支援対象外)
※工事が完了してからの申請となります。
※DIYによる材料費等は対象外(自身等で建設する場合)

申請期限 令和10年3月31日 まで



穴水町住まい再建支援金(修繕)

復興推進課: ☎ 52-0934

上限 100万円

町内で震災により被害を受けた住家の修繕が完了した世帯に、再建費用の10%を支給します。
※再建費用が300万円を超えない場合は、支援対象外
※住宅の修繕のみ対象(擁壁補修、カーポート修繕など土地に係る費用や家電製品の購入・設置費用は支援対象外)
※工事が完了してからの申請となります。
※DIYによる材料費等は対象外(自身等で修繕する場合)

申請期限 令和10年3月31日 まで



転居費用助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

10 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに住み替える場合に要する費用を助成します。

※1世帯につき、1回に限り申請可能です。
ただし、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が同一再建先に転居した場合は、1つの世帯とみなします。



民間賃貸住宅入居助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

20 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の民間賃貸住宅に入居した際に必要となる契約に伴う費用を助成します。

※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。

大規模半壊 (住家の罹災判定)

令和8年3月31日現在
申請したら ☐ にチェック！

☐ 被災者生活再建支援金(国)

復興推進課: ☎ 52-0934

最大 250 万円
(単身: 187.5 万円)

①基礎支援金 … 50万円(単身:37.5万円)

②加算支援金 … 建設・購入:200万円(単身:150万円)
補修:100万円(単身:75万円)
賃借:50万円(単身:37.5万円)

申請期限 基礎支援金… 令和8年7月31日 まで ※6ヵ月延長されました
加算支援金… 令和9年2月1日 まで

※半壊～大規模半壊の住家を解体した世帯は全壊(みなし全壊)と同様の扱いとなります。

※長期避難世帯も全壊と同様の扱いとなります。

☐ 地域福祉推進支援臨時特例給付金

臨時特例給付金コールセンター: ☎ 076-225-1956

最大 300 万円

①家財等支援 … 最大100万円(家財:50万円 + 自動車:50万円)

②住宅再建支援 … 建設・購入・補修:最大200万円
賃借:最大100万円

対象世帯: ①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯

④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ⑤震災の影響を受けて離職・廃業した人がある世帯

⑥世帯主・世帯員全員が抱える全てのローン残高が100万円を超える世帯 ほか

申請期限: 令和9年1月31日まで

☐ 自宅再建利子助成事業給付金

県生活再建支援課: ☎ 076-225-1968

最大 300 万円

対象世帯 ①半壊以上 ②敷地被害解体、長期避難
③応急仮設住宅等から供与期間内に退去

収入要件 ・世帯収入が600万円以内(所得の場合は440万円以内)
・23歳未満の被扶養者がいる世帯は世帯収入の制限なし

申請期限 令和9年1月31日 まで

☐ 能登半島地震住宅取得奨励金

復興推進課: ☎ 52-0934

最大200 万円

(定額100万円)

+

(子育て世帯加算

100万円)

震災により住家に被害を受け、町内で新築(新築物件の購入)する世帯に、奨励金を支給します。

対象世帯: 令和6年1月1日時点で穴水町に住所を有し、住家の罹災判定が半壊以上で、
町内に新築または新築物件を購入する、町税等の滞納がない世帯

申請期限: 令和9年2月1日 まで ※生活再建支援金制度に準じる

※被災者生活再建支援金(国)の加算金申請(建設・購入)を行い、該当している世帯は申請不要
※新築とは居間、風呂、台所、トイレが備わっており、専ら居住の用に供する部分の面積が50㎡以上、
または取得費用が建物だけで1,250万円以上の物件が対象。

※子育て加算は申請時点または被災時に高校生以下の子供がいる世帯に加算されます。

大規模半壊（住家の罹災判定）

令和 8 年 3 月 31 日 現在
申請したら ☐ にチェック！

☐ 石川県義援金（住家被害）

会計課： ☎ 52-3690 / 議会事務局： ☎ 52-3700

195 万円

第一次配分：15万円

第二次配分：60万円

第三次配分：60万円

第五次配分：60万円

☐ 穴水町義援金（住家被害）

会計課： ☎ 52-3690 / 議会事務局： ☎ 52-3700

9 万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

第一次配分：7.5万円

第三次配分：1.5万円

☐ 応急修理支援制度

地域整備課： ☎ 52-3680

震災により被災した住家の屋根やドア等の開口部など、日常生活に必要な部分にかかる応急的な工事にかかる費用の一部を補助します。（工事見積書は後日提出でも可）

最大 70.6 万円

対象範囲：①屋根・基礎・柱・外壁・床 など

②トイレなどの衛生設備

③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など

※補助金は町から工事施工者に直接支払います

対象外の例：犬走りの修繕、テラスの修繕、下地が壊れていない壁紙の張替え

申請期限：令和8年9月30日まで

工事完了期限：現在、期限は定めていません。

【注意】・非住家（納屋や蔵、別荘など）は補助の対象外です。また、「町外で生活しているが、実家が穴水町にある」というような場合でも、同様に対象外となります。

・同一住宅（一戸）に2世帯以上が居住している場合、補助額は1世帯当たりの額いないとなります。

☐ 家財一時保管支援事業補助金

環境安全課： ☎ 52-3770

最大 5 万円

公費解体または自費解体の申請者で、県のホームページに掲載されている事業者が行う家財一時保管サービスを利用した方へ、補助金を給付します。



穴水町住まい再建支援金(建設・購入)

復興推進課: ☎ 52-0934

上限 200万円

町内で建設または購入した世帯で、再建費用の10%を支給します。
※再建費用が500万円を超えない場合は、支援対象外
※住宅建設費用のみ対象(土地購入費は支援対象外)
※工事が完了してからの申請となります。
※DIYによる材料費等は対象外(自身等で建設する場合)

申請期限 令和10年3月31日 まで



穴水町住まい再建支援金(修繕)

復興推進課: ☎ 52-0934

上限 100万円

町内で震災により被害を受けた住家の修繕が完了した世帯に、再建費用の10%を支給します。
※再建費用が300万円を超えない場合は、支援対象外
※住宅の修繕のみ対象(擁壁補修、カーポート修繕など土地に係る費用や家電製品の購入・設置費用は支援対象外)
※工事が完了してからの申請となります。
※DIYによる材料費等は対象外(自身等で修繕する場合)

申請期限 令和10年3月31日 まで



転居費用助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

10 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに住み替える場合に要する費用を助成します。
※1世帯につき、1回に限り申請可能です。
ただし、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が同一再建先に転居した場合は、1つの世帯とみなします。



民間賃貸住宅入居助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

20 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の民間賃貸住宅に入居した際に必要となる契約に伴う費用を助成します。
※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。

中規模半壊 (住家の罹災判定)

令和8年3月31日現在
申請したら ☐ にチェック!

☐ 被災者生活再建支援金(国・町)

復興推進課: ☎ 52-0934

最大 120 万円
(単身: 90 万円)

①基礎支援金(町)・・・20万円(単身:15万円)

②加算支援金(国)・・・建設・購入:100万円(単身:75万円)

補修:50万円(単身:37.5万円)

賃借:25万円(単身:18.75万円)

申請期限 基礎支援金・・・令和8年7月31日 まで ※6ヵ月延長されました
加算支援金・・・令和9年2月1日 まで

※半壊～大規模半壊の住家を解体した世帯は全壊(みなし全壊)と同様の扱いとなります。

※長期避難世帯も全壊と同様の扱いとなります。

☐ 地域福祉推進支援臨時特例給付金

臨時特例給付金コールセンター: ☎ 076-225-1956

最大 300 万円

①家財等支援・・・最大100万円(家財:50万円 + 自動車:50万円)

②住宅再建支援・・・建設・購入・補修:最大200万円

賃借:最大100万円

対象世帯:①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯

④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ⑤震災の影響を受けて離職・廃業した人がある世帯

⑥世帯主・世帯員全員が抱える全てのローン残高が100万円を超える世帯 ほか

申請期限:令和9年1月31日まで

☐ 自宅再建利子助成事業給付金

県生活再建支援課: ☎ 076-225-1968

最大 300 万円

対象世帯:①半壊以上 ②敷地被害解体、長期避難

③応急仮設住宅等から供与期間内に退去

収入要件:・世帯収入が600万円以内(所得の場合は440万円以内)
・23歳未満の被扶養者がいる世帯は世帯収入の制限なし

申請期限 令和9年1月31日 まで

☐ 能登半島地震住宅取得奨励金

復興推進課: ☎ 52-0934

最大200万円

(定額100万円)

+

(子育て世帯加算

100万円)

震災により住家に被害を受け、町内で新築(新築物件の購入)する世帯に、奨励金を支給します。

対象世帯:令和6年1月1日時点で穴水町に住所を有し、住家の罹災判定が半壊以上で、
町内に新築または新築物件を購入する、町税等の滞納がない世帯

申請期限:令和9年2月1日 まで ※生活再建支援制度に準じる

※被災者生活再建支援金(国)の加算金申請(建設・購入)を行い、該当している世帯は申請不要
※新築とは居間、風呂、台所、トイレが備わっており、専ら居住の用に供する部分の面積が50㎡以上、
または取得費用が建物だけで1,250万円以上の物件が対象。

※子育て加算は申請時点または被災時に高校生以下の子供がいる世帯に加算されます。

中規模半壊 (住家の罹災判定)

令和 8 年 3 月 31 日 現在
申請したら ☐ にチェック！



石川県義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

130 万円

第一次配分: 10万円

第二次配分: 40万円

第三次配分: 40万円

第五次配分: 40万円



穴水町義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

6 万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

第一次配分: 5万円

第三次配分: 1万円



応急修理支援制度

地域整備課: ☎ 52-3680

震災により被災した住家の屋根やドア等の開口部など、日常生活に必要な部分にかかる応急的な工事にかかる費用の一部を補助します。(工事見積書は後日提出でも可)

最大 70.6 万円

対象範囲: ①屋根・基礎・柱・外壁・床 など

②トイレなどの衛生設備

③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など

※補助金は町から工事施工者に直接支払います

対象外の例: 犬走りの修繕、テラスの修繕、下地が壊れていない壁紙の張替え

申請期限: 令和8年9月30日まで

工事完了期限: 現在、期限は定めていません。

【注意】・非住家(納屋や蔵、別荘など)は補助の対象外です。また、「町外で生活しているが、実家が穴水町にある」というような場合でも、同様に対象外となります。

・同一住宅(一戸)に2世帯以上が居住している場合、補助額は1世帯当たりの額いなくなりとなります。



家財一時保管支援事業補助金

環境安全課: ☎ 52-3770

最大 5 万円

公費解体または自費解体の申請者で、県のホームページに掲載されている事業者が行う家財一時保管サービスを利用した方へ、補助金を給付します。

中規模半壊 (住家の罹災判定)

令和 8 年 3 月 31 日 現在
申請したら ☐ にチェック！



穴水町住まい再建支援金(建設・購入)

復興推進課: ☎ 52-0934

上限 200万円

町内で建設または購入した世帯で、再建費用の10%を支給します。
※再建費用が500万円を超えない場合は、支援対象外
※住宅建設費用のみ対象(土地購入費は支援対象外)
※工事が完了してからの申請となります。
※DIYによる材料費等は対象外(自身等で建設する場合)

申請期限 令和10年3月31日 まで



穴水町住まい再建支援金(修繕)

復興推進課: ☎ 52-0934

上限 100万円

町内で震災により被害を受けた住家の修繕が完了した世帯に、再建費用の10%を支給します。
※再建費用が300万円を超えない場合は、支援対象外
※住宅の修繕のみ対象(擁壁補修、カーポート修繕など土地に係る費用や家電製品の購入・設置費用は支援対象外)
※工事が完了してからの申請となります。
※DIYによる材料費等は対象外(自身等で修繕する場合)

申請期限 令和10年3月31日 まで



転居費用助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

10 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに住み替える場合に要する費用を助成します。

※1世帯につき、1回に限り申請可能です。
ただし、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が同一再建先に転居した場合は、1つの世帯とみなします。



民間賃貸住宅入居助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

20 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の民間賃貸住宅に入居した際に必要となる契約に伴う費用を助成します。

※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。



被災者生活再建支援金(国・町)

復興推進課: ☎ 52-0934

最大 120 万円
(単身: 90 万円)

①基礎支援金(町)・・・20万円(単身:15万円)

②加算支援金(国)・・・建設・購入:100万円(単身:75万円)

補修:50万円(単身:37.5万円)

賃借:25万円(単身:18.75万円)

申請期限 基礎支援金・・・令和8年7月31日 まで ※6ヵ月延長されました
加算支援金・・・令和9年2月1日 まで

※半壊～大規模半壊の住家を解体した世帯は全壊(みなし全壊)と同様の扱いとなります。

※長期避難世帯も全壊と同様の扱いとなります。



地域福祉推進支援臨時特例給付金

臨時特例給付金コールセンター: ☎ 076-225-1956

最大 300 万円

①家財等支援・・・最大100万円(家財:50万円 + 自動車:50万円)

②住宅再建支援・・・建設・購入・補修:最大200万円

賃借:最大100万円

対象世帯:①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯

④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ⑤震災の影響を受けて離職・廃業した人がある世帯

⑥世帯主・世帯員全員が抱える全てのローン残高が100万円を超える世帯 ほか

申請期限:令和9年1月31日まで



自宅再建利子助成事業給付金

県生活再建支援課: ☎ 076-225-1968

最大 300 万円

対象世帯:①半壊以上 ②敷地被害解体、長期避難

③応急仮設住宅等から供与期間内に退去

収入要件:・世帯収入が600万円以内(所得の場合は440万円以内)

・23歳未満の被扶養者がいる世帯は世帯収入の制限なし

申請期限 令和9年1月31日 まで



能登半島地震住宅取得奨励金

復興推進課: ☎ 52-0934

最大200万円

(定額100万円)

+

(子育て世帯加算

100万円)

震災により住家に被害を受け、町内で新築(新築物件の購入)する世帯に、奨励金を支給します。

対象世帯:令和6年1月1日時点で穴水町に住所を有し、住家の罹災判定が半壊以上で、

町内に新築または新築物件を購入する、町税等の滞納がない世帯

申請期限:令和9年2月1日 まで ※生活再建支援金制度に準じる

※被災者生活再建支援金(国)の加算金申請(建設・購入)を行い、該当している世帯は申請不要

※新築とは居間、風呂、台所、トイレが備わっており、専ら居住の用に供する部分の面積が50㎡以上、
または取得費用が建物だけで1,250万円以上の物件が対象。

※子育て加算は申請時点または被災時に高校生以下の子供がいる世帯に加算されます。



石川県義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

65 万円

第一次配分: 5万円

第二次配分: 20万円

第三次配分: 20万円

第五次配分: 20万円



穴水町義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

3 万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

第一次配分: 2.5万円

第三次配分: 0.5万円

応急修理支援制度

地域整備課: ☎ 52-3680

最大 70.6 万円

※補助金は町から工事施工者に直接支払
います震災により被災した住家の屋根やドア等の開口部など、日常生活に必要な部分
にかかる応急的な工事にかかる費用の一部を補助します。(工事見積書は後日提
出でも可)

対象範囲: ①屋根・基礎・柱・外壁・床 など

②トイレなどの衛生設備

③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など

対象外の例: 犬走りの修繕、テラスの修繕、下地が壊れていない壁紙の張替え

申請期限: 令和8年9月30日まで

工事完了期限: 現在、期限は定めていません。

【注意】・非住家(納屋や蔵、別荘など)は補助の対象外です。また、「町外で生活しているが、実家が穴水町にある」というよう
な場合でも、同様に対象外となります。

・同一住宅(一戸)に2世帯以上が居住している場合、補助額は1世帯当たりの額いなくなりとなります。



家財一時保管支援事業補助金

環境安全課: ☎ 52-3770

最大 5 万円

公費解体または自費解体の申請者で、県のホームページに掲載されている事業者が行う
家財一時保管サービスを利用した方へ、補助金を給付します。



穴水町住まい再建支援金(建設・購入)

復興推進課: ☎ 52-0934

上限 200万円

町内で建設または購入した世帯で、再建費用の10%を支給します。
※再建費用が500万円を超えない場合は、支援対象外
※住宅建設費用のみ対象(土地購入費は支援対象外)
※工事が完了してからの申請となります。
※DIYによる材料費等は対象外(自身等で建設する場合)

申請期限 令和10年3月31日 まで



穴水町住まい再建支援金(修繕)

復興推進課: ☎ 52-0934

上限 100万円

町内で震災により被害を受けた住家の修繕が完了した世帯に、再建費用の10%を支給します。
※再建費用が300万円を超えない場合は、支援対象外
※住宅の修繕のみ対象(擁壁補修、カーポート修繕など土地に係る費用や家電製品の購入・設置費用は支援対象外)
※工事が完了してからの申請となります。
※DIYによる材料費等は対象外(自身等で修繕する場合)

申請期限 令和10年3月31日 まで



転居費用助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

10 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに住み替える場合に要する費用を助成します。

※1世帯につき、1回に限り申請可能です。
ただし、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が同一再建先に転居した場合は、1つの世帯とみなします。



民間賃貸住宅入居助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

20 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の民間賃貸住宅に入居した際に必要となる契約に伴う費用を助成します。

※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。



被災者生活再建支援金(町)

復興推進課: ☎ 52-0934

10 万円(単身 : 7.5 万円)

基礎支援金 … 10万円(単身:7.5万円)

加算支援金 … なし

申請期限 令和8年7月31日 まで ※6ヵ月延長されました



応急修理支援制度

地域整備課: ☎ 52-3680

震災により被災した住家の屋根やドア等の開口部など、日常生活に必要な部分にかかる応急的な工事にかかる費用の一部を補助します。(工事見積書は後日提出でも可)

最大 34.3 万円

※補助金は町から工事施工者に直接支払います

対象範囲:①屋根・基礎・柱・外壁・床 など ②トイレなどの衛生設備
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など

対象外の例:犬走りの修繕、テラスの修繕、下地が壊れていない壁紙の張替え

申請期限:令和8年9月30日まで

工事完了期限:現在、期限は定めていません。

【注意】・非住家(納屋や蔵、別荘など)は補助の対象外です。また、「町外で生活しているが、実家が穴水町にある」というような場合でも、同様に対象外となります。

・同一住宅(一戸)に2世帯以上が居住している場合、補助額は1世帯当たりの額以内となります。



住宅等復旧支援事業補助金

地域整備課: ☎ 52-3680

震災により被災した住家の屋根やドア等の開口部など、日常生活に必要な部分にかかる応急的な工事にかかる費用の一部を補助します。
申請には印鑑が必要です。(認印可)

最大 36.3万円

対象範囲 ①屋根・基礎・柱・外壁・床 など ②トイレなどの衛生設備
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など

※対象範囲は応急修理制度と同様です。

対象外の例:犬走りの修繕、テラスの修繕、下地が壊れていない壁紙の張替え など

【注意】・非住家(納屋や蔵、別荘など)は補助の対象外です。

また、「町外で生活しているが、実家が穴水町にある」というような場合でも、同様に対象外となります。

・同一住宅(一戸)に2世帯以上が居住している場合、補助額は1世帯当たりの額以内となります。



転居費用助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

10 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに組み替える場合に要する費用を助成します。

- 対象世帯 ①長期避難世帯として認定されている者
②応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅)の入居者で、
供与期間中に退去した者(供与期間が延長になった場合は、
延長期間内に退去した者)

【注意】・1世帯につき、1回に限り申請可能です。
ただし、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が同一再建先に転居した場合は、
1つの世帯とみなします。



民間賃貸住宅入居助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

20 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに組み替える場合に要する費用を助成します。

- 対象世帯 ①長期避難世帯として認定されている者
②応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅)の入居者で、
供与期間中に退去した者(供与期間が延長になった場合は、
延長期間内に退去した者)

※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。



石川県義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

55 万円

第一次配分: なし

第二次配分: 10万円

第三次配分: 25万円

第五次配分: 20万円



穴水町義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

2 万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

第一次配分: なし

第三次配分: 2万円



被災者生活再建支援金(町)

復興推進課: ☎ 52-0934

5 万円(単身: 3.75 万円)

基礎支援金 … 5万円(単身:3.75万円)

加算支援金 … なし

申請期限 令和8年7月31日 まで ※6ヵ月延長されました



住宅等復旧支援事業補助金

地域整備課: ☎ 52-3680

最大 34.3 万円

震災により被災した住家の屋根やドア等の開口部など、日常生活に必要な部分にかかる応急的な工事にかかる費用の一部を補助します。
申請には印鑑が必要です。(認印可)

対象範囲 ①屋根・基礎・柱・外壁・床 など ②トイレなどの衛生設備
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など
※対象範囲は応急修理制度と同様です。

対象外の例:犬走りの修繕、テラスの修繕、下地が壊れていない壁紙の張替え など

【注意】・非住家(納屋や蔵、別荘など)は補助の対象外です。

また、「町外で生活しているが、実家が穴水町にある」というような場合でも、同様に対象外となります。

・同一住宅(一戸)に2世帯以上が居住している場合、補助額は1世帯当たりの額以内となります。



転居費用助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

10 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに住民を移す場合に要する費用を助成します。

対象世帯 ①長期避難世帯として認定されている者
②応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅)の入居者で、
供与期間中に退去した者(供与期間が延長になった場合は、
延長期間内に退去した者)

【注意】・1世帯につき、1回に限り申請可能です。

ただし、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が同一再建先に転居した場合は、
1つの世帯とみなします。



民間賃貸住宅入居助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

20 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに住民を移す場合に要する費用を助成します。

対象世帯 ①長期避難世帯として認定されている者
②応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅)の入居者で、
供与期間中に退去した者(供与期間が延長になった場合は、
延長期間内に退去した者)

※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。

一部損壊

(住家の罹災判定)

令和8年3月31日現在
申請したら ☐ にチェック！



石川県義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

16 万円

第一次配分: なし

第二次配分: 3万円

第三次配分: 7万円

第五次配分: 6万円



穴水町義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

1 万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

第一次配分: なし

第三次配分: 1万円

各種支援制度

令和 8 年 3 月 31 日 現在
申請したら ☐ にチェック！

☐ 石川県義援金(特別給付分)

石川県健康福祉部企画調整室: ☎ 076-225-1963

1人あたり 5 万円

申請期限 令和9年3月31日

☐ 穴水町義援金(特別給付分)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

1人あたり 2 万円

☐ 墓石等復旧支援事業補助金

環境安全課: ☎ 52-3770

最大 10 万円
(補助率 1/2)

自然災害により被害を受けた墓石等の復旧・移設などに要した費用の一部を補助します。

対 象 :元の状態への復旧、修繕、移設(町内での移設または町外から穴水町内への移設に限る)並びに新規建立(町内での新規建立に限る)

対象者:令和6年1月1日時点で町内に住所を有し、町税等に滞納がない者

※1世帯につき1回限り

☐ 被災宅地等復旧支援事業補助金

地域整備課: ☎ 52-3680

最大 958 万円

対 象 :擁壁・宅地のり面の復旧工事、住宅の傾斜修復工事、住宅の地盤改良(液状化対策のみ)など

対象金額:958万円

補助金:5/6

所有者:1/6

※ 50 万円

※補助対象経費から少額工事相当額 50 万円(所有者負担)を控除した額のうち、5/6 を補助

※50万円以下の工事は制度対象外

(例)住宅が全壊し、住宅再建と併せて、宅地復旧を行う場合(耐震改修なし)

補助対象経費:1,200 万円(内訳:地盤改良:400 万円、宅地復旧:400 万円、擁壁復旧:400 万円)

1,200 万円 - 50 万円 = 1,150 万円のうち、補助額:958 万円(5/6) 所有者:192 万円(1/6)

※所有者の総負担額は、192 万円に 50 万円を加算した 242 万円となります。

☐ 住宅耐震改修補助制度

地域整備課: ☎ 52-3680

①耐震診断 最大 9 万円
(補助率 3/4)

②耐震改修 最大 210 万円

対象:①建築士へ耐震診断を依頼するためにかかる費用

②建築士による耐震診断により、耐震性がないと判断された住宅の耐震改修や傾斜修復などの工事費用



損壊家屋等解体撤去跡地防草対策支援金

環境安全課：☎ 52-3770

上限額 3 万円

支給対象者 公費解体又は自費解体(費用償還)を完了し防草対策を行った所有者

支援金額 支援金額は1回限りの支給とし、防草シートの敷設に要した費用を支援
ただし、費用が3万円に満たない場合はその額、千円未満切捨て



穴水町義援金(二次配分/集落配分)

議会事務局: ☎ 52-3700

一律 10 万円
規模加算単価 1 万円

地域・集落の地域コミュニティを維持するために被害を受けた施設の再建に要する費用など、地域・集落の存続のために活用するものとして配分します。

対象自治会 地区・町内会、仮設団地

使用用途は地区・町内会(仮設団地含む)の任意に任せる。
※地区・町内会の施設等管理経費及び活動経費への充当
※規模加算は、R5.12.31現在の住民基本台帳の世帯数又は、
仮設団地管理棟数を乗じる



仮設住宅自治組織形成支援事業

復興推進課: ☎ 52-0934

10 万円
(1団地)

応急仮設住宅団地における自治会組織の設立経費や、自治会の運営・活動に必要な経費を支援します。

対象自治会 仮設団地

※川島第2団地については15万円



地域コミュニティ施設等再建補助金

総務課: ☎ 52-3600

上限 2,000万円

地域・集落の地域コミュニティを維持するために被害を受けた施設(神社・寺など)の建替・修繕を支援します。

以下の条件をすべて満たす施設

対象施設 ①穴水町に存在する施設(土地に固定され、安易に動かせないもの)

②専ら地域の住民が利用している施設(祭礼・集会等)

③専ら地域の住民が維持・管理している施設(掃除・光熱水費等)

④現に地域のコミュニティ活動に利用され、今後も利用する施設

対象者 区長、町内会長及び集落の代表

※宮司や住職の申請は対象外

補助率 対象経費総額の9/10

発 行 : 穴水町役場
発行年月日 : 令和8年3月31日